

国連気候変動枠組み条約第7回締約国会議

2001年11月5日 月曜日

COP-7 出席者は、メカニズム、遵守、議定書5条(方法の問題)、7条(情報の送付)、8条(情報の検討)に関する交渉グループおよび草案作成グループの会議を行った。これに加えてLDCsに関する草案作成グループはその作業を継続し、また非公式グループは、専門家諮問グループ(CGЕ)に関するものを含めたいくつかの問題で会合を行った。

交渉グループと非公式折衝**メカニズム:**

出席者は、議定書12条(CDM)、6条(共同実施)、17条(排出量取引)、7条4項(割当量)に関係して残っている問題を検討するため、午前中と午後、メカニズム交渉グループのセッションで会合した。

CDMの認定運営機関について、締約国は、受入締約国が理事会への確認報告書を提出する前に、プロジェクトは受入国の持続可能な開発目的を満たすと書面で支持を与えるべきであるとする、共同議長の見解を承認した。ブラジルは、中国やサモアとともに、正式な合意書状への言及を求めた。理事会の新たなメンバーについて、締約国はメンバーの役割と責任に関する多様な見解を表明した。この問題は非公式折衝にゆだねられた。

理事会のプロジェクト検討における利害関係者への配慮というサモアの提案が再度取り上げられ、カナダと日本は、検討の引き金となる手続きを練るのは理事会の責任であると提案したが、EUとスイスはこれに反対した。ノルウェーは、さらなる折衝を呼びかけた。理事会の選出について、サモアは、EUおよびブルガリアと共に、性別でのバランスへの配慮を呼びかけた。

6条実施へのガイドラインについて、サモアとG-77/中国は、プロジェクトの早期開始、そしてこれらの国々の2008年時点におけるERUsへの有資格性に対する懸念を表明した。ロシア連邦とEUは、決定が議定書の条項に沿うものであると述べた。この問題は、非公式折衝に送られることとなった。EUは6条での活動の運営コストについて、II監視委員会の設立の前に手続き上のコストを考えるとサモアの提案に反対した。議論は非公式折衝にゆだねられた。

17条について、締約国はERUsとCERsを第一約束期間で考慮するかどうかを含めた、約束期間の内部留保(コミットメント・リザーブ)に関するいくつかの要素について、合意に達することができなかった。出席者は、7条4項に関する討議を待って、決定書草案を再度取り上げることで合意した。オーストラリア、日本、カナダは、締約国が、割当量の確立した時点において、また約束を達成するための追加的な期間が終わるまでは、要求される約束期間の内部留保(コミットメント・リザーブ)水準以下に保有分が落ちてしまう結果となるような移転は行うべきでないと述べた。EU、G-77/中国、サモア、スイスは、「shall(こととする)」という言葉の利用を支持した。スイスは、ボン合意を完全な形で保つには、強制的な要求の必要があると指摘した。この問題は閣僚会議に送られた。計算上、締約国に「要求される」約束期間の内部留保(コミットメント

ピリオド・リザーブ)の水準を、締約国の保有する ERUs、CERs、AAUs 以上に上げてしまう場合に取られる行動について、オーストラリアとカナダは、「推奨される(recommended)」水準という言葉とを支持した。共同議長の Chow は、「要求される(required)」への言及を求め、EU と G-77/ 中国はこれを支持した。この問題は Chow 共同議長の提案が多数の支持を得ているとの注釈つきで閣僚会議に送られた。

17 条に関する COP 決定書草案について、オーストラリアは、COP/MOP-1 が排出量取引に関する決定を採択するとする推奨を削除することを提案し、取引の原則、規則、ガイドラインは、COP で定義されるべきであると論じたが、G-77/中国、サモア、EU はこれに反対した。この問題は国連の法律専門家に委任された。

メカニズムの原則、特性、範囲に関する COP 決定書草案について、カナダと日本は、環境の十全性が、メカニズムに対する健全な規則・規定・ガイドライン、LULUCF を管理する厳格な原則と規則、そして強力な遵守体制を通して達成されることを強調した文章の削除を提案し、EU、G-77/中国、サモアはこれに反対した。一定の議論の後、「厳格な(strict)」を、「健全で強固な(sound and strong)」に置き換えられるとの参考をつけて、原文が保持された。関係する COP/MOP 決定書草案の検討は、午後のセッションでも継続され、Chow 共同議長は、ボンでは 4 条に関する文章の削除と引き換えに一部の国に補足性(supplementarity)での柔軟性が与えられたとの理解の下、メカニズムの利用に関する条項は 4 条(共同達成)の下で行動する締約国に個別に適用される、と特定した条文の削除を提案した。オーストラリア、カナダ、日本は削除に反対し、より広範囲な透明性や良好な統治という問題が事実上含まれると論じた。この条文は閣僚会議にゆだねられた。

交渉グループはその後、共同議長の 7 条 4 項ノンペーパーについて検討した。出席者は見解を交わし、またそれぞれの立場を明らかにしており、特に、割当量の固定されたあるいは動的な特性、締約国による議定書の批准により、メカニズムの利用を制限することの可能性、水準としてまたは一定量の単位としての割当量の定義、議定書 3 条 3 項(植林、再植林、森林の減少)と 3 条 4 項(追加的な活動)の下でのプロジェクト活動の結果に対する単位を定める新しい概念の必要性、あるいは単位連続番号によりカバーされる透明性への配慮の可能性、CERs の移転可能性や、バンキングや繰越に関して制限を設ける可能性、もし区別があるとすればだが、単位の減算と移転そして単位の獲得と加算の間での区別について立場が明らかにされた。EU、サモア、オーストラリアは、論議を概念上のアプローチから離し、その結果の議論に向けていくことで、意見の違いでの橋渡しが可能であると示唆した。

Chow 共同議長は究極の締め切りが近づいており、他の交渉グループでの問題解決にも含まれる 7 条 4 項の重要性にもかかわらず、「妥協する精神」が出てきていないことを強調して会議を終えた。同共同議長は共同議長が、ものごとを進める方向へ動かす努力として、地域グループと 2 者間折衝を行うと述べた。この交渉グループは夕方遅くに再度会合し、作業は夜まで続いた。

議定書 5 条、7 条、8 条:

5 条、7 条、8 条に関する交渉グループは一日中会合していた草案作成グループの作業を評価するため、夕方のセッションで会合した。草案作成グループ Plume 議長は LULUCF グループからのものについて報告し、3 つの分野での対立、すなわちメカニズムと 7 条 4 項グ

ループからの結果につながる問題、土地面積の報告、そして LULUCF の原則を文章に組み入れることを指摘した。同議長は議長案を作成し、新しい文章が火曜日の朝に配布されると述べた。

LULUCF 以外の問題での作業について草案作成グループ Luboyera 議長は、一定の進展を指摘したが、作業は可能な時間に完了されていないと述べた。同議長は専門家検討チームに関係するいくつかの問題は解決されたが、その構成については異論が残っていると述べた。閾値に関して同議長は、問題はパッケージとして考慮されており、まだ解決されていないと告げた。同議長はいくつかの地域グループの間で、3 条 14 項 (悪影響) に関してさらなる協議が必要であり、また強制的な要素について一部懸案事項が残っていると述べた。機密性について同議長は、この問題について締約国の見解を考慮することを SBSTA-17 に求めるとの決定書条文が提案されていると述べた。

中国は、同国が 7 条 2 項 (国別報告書)での補足性 (supplementarity) に関する提案を作成したと指摘した。サウジアラビアは約束期間の内部留保(コミットメントペリオド・リザーブ)についての提案に焦点を当て、ブラジルは ERTs の最終検討報告での言語について提案し、日本は最終まとめ報告向けの新しい手続きについて新提案があると述べた。これらの提案は、時間の制約により、さらに議論されることはなかった。

遵守:

出席者は適用可能な結果での懸案事項と、COP 決定書草案に関する懸案事項を解決する努力の一環として、地域グループ間での一連の非公式折衝で一日中会合したが、月曜日夕方までにあまり進展は報告されていない。交渉グループは非公式折衝での前進を評価するため、また懸案事項解決の努力として夜遅くのセッションで会合した。

CGE(専門家諮問グループ):

CGE コンタクトグループは二つの決定書草案改訂版について議論し合意するために、朝に短時間、夕方に長時間のセッションを行った。夕方のセッションは、SBI の Ashe 議長のと Ojoo-Massawa 議長が共同議長を務めた。締約国は最初、非附属書 I 国別報告書作成のためのガイドラインを改善すると決定書草案を議論した。出席者は 3 つの問題のタイミング、すなわちガイドラインの改善と採択、ガイドライン改良版草案の作成とそれについてのワークショップの開催、そして締約国から事務局へのガイドライン草案に関する提案の提出のタイミングについてしばらく考慮した。ウガンダは LDCs を代表して、COP-10 での改良版ガイドライン採択を支持したが、G-77/ 中国は COP-9 での採択を志向した。米国はオーストラリアとともに、これを COP-8 で行うことを支持し、これを COP-7 で予定するとした COP-5 の関連決議を強調しながら、一年以上これを延期することは受け入れられないことを強調した。SBI の Ashe 議長はガイドライン改良版の採択を COP-8 とし、ワークショップを補助機関の第 16 回セッションに先立っておこなうこと、さらにこれらガイドラインに対する締約国からの提案を、SBI-17 での検討のため 2002 年 8 月 5 日までに提出することを提案した。出席者はこれに合意した。

Ojoo-Massawa 議長はその後、CGE に関する決定書草案を提出し、LDCs と NAPAs についての記述が CGE 決定書に含められるかどうかについて LDC 折衝で取ら入れられた決定を待って、LDCs と NAPAs への言及は全て括弧書きとなっていることを告げた。G-77/中国は国別報告書作成の実質コストを評価する条項の重要性を強調した。EU はオーストラリアとともに、こういったスキルセットは CGE の中に見られないことを強調し、条項の削除を支持した。The G-77/中国は 2002 年での 2 回のワークショップ開催と、COP-8 での参照用語の検討を提案し、出席者はこれに同意した。

LDCS(後発開発途上国):

The LDC 草案作成グループは作業を継続し、LDC 専門家グループ設立のための交渉文書草案を取り扱った。LDC 基金の運用については何の動きも報告されていない。議論は一日中、夜に入っても継続された。

廊下にて

「進行評価」のプレナリーが交渉グループや草案作成グループでの討議継続の緊急なニーズからキャンセルされたことで、月曜日の夕方に幾人かの出席者から懸念の表明があった。議長団は一夜のうちに大きな進展が得られるものと確信しているようであるが、一部のオブザーバーは残された大きな問題で重大な突破口がおきることに懐疑的であり、出席者が水曜日に開始予定の閣僚会議が近づくまで「交渉用の切り札」を保持しておくことを示唆した。COP-7 のカウントダウンが続く中、いく人かの出席者はいくつもの問題がまだ解決されていないことを心配しているようである。対立のある重要な分野には、メカニズムでの有資格性基準、17 条の下での約束期間の内部留保（コミットメントピリオド・リザーブ）、遵守に関係して適用可能な結果、そして LULUCF や補足性での報告が含まれる。これに加えて、7 条 4 項は大きな交渉のステージにはまだ入っていないと多くが感じているクロスカッティングイシューである。こういった重い議題にもかかわらず、楽観主義者は、これら全ての懸案事項が、会議終了時には解決されることを指摘する。